

## 緊急事態宣言発出による 「在宅勤務を基本とした業務体制」実施について

### 2020年5月6日まで、「在宅勤務を基本とした業務体制」を実施いたします。

2020年4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「緊急事態宣言」を安倍晋三首相が発出しました。

この事態を受け、株式会社 TVC（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：山本茂晴、以下「当社」）は、従業員に対して、4月8日より発出期間中の時限措置として、「在宅勤務を基本とした業務体制」を5月6日まで実施いたします。

この措置の目的は、政府、東京都の方針に基づき、物理的な接触機会を低減することで、更なる新型コロナウイルスの感染拡大を抑止することです。当社は、発出期間中もこれまで同様、全従業員の健康状態のチェックを欠かさず、安全に業務を行うためのレギュレーションを順守した上で、「在宅勤務を基本とした業務体制」を推進していきます。

なお、会社運営上不可欠で、オフィス内でなければ遂行不可能な一部業務については、本人の意思確認の上、上長の指示に基づき、必要最小限の人数でその業務にあたります。

やむを得ずお取引先様等と対面が必要な業務が発生する場合、新型コロナウイルス感染症に対するお取引先様のレギュレーションを確認・順守し、本人の意思確認ならびに上長の指示に基づき、最少人数・必要最低限の時間に限り、必要な場所に赴くことを認めることとします。

その他、業務に関するご相談、ご要望などは、各担当者までお問合せください。

当社では、こうした取り組みに対して、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に寄与し、お取引先へ継続的かつ、より良いサービスの提供、そして、社会の変化を促進する仕組みづくりとして考えております。

各自治体の状況に応じて、今後も適宜同様の対応を進めてまいります。

関係者の皆様の、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

#### 【本件に関するお問い合わせ】

株式会社 TVC

担当者名：広報担当 Email：info@tvc.co.jp